

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税（償却資産）の軽減措置

特例資産	発電出力	特例率	適用期間
特定太陽光発電設備	1,000 kw以上	3/4	3年間
	1,000 kw未満	2/3	
特定風力発電設備	20 kw以上	2/3	
	20 kw未満	3/4	
特定地熱発電設備	1,000 kw以上	1/2	
	1,000 kw未満	2/3	
特定バイオマス発電設備	20,000 kw未満	2/3	
	10,000 kw以上		
	10,000 kw未満	1/2	
特定水力発電設備	5,000 kw以上	3/4	
	5,000 kw未満	1/2	

■根拠法令

地方税法附則第15条第25項

地方税法施行規則第6条第57項から第65項

姫島村税条例附則第10条の2第10項から第20項